

財団法人 春秋育英会の概要

◆本会の事業並びに沿革◆

本会は、社会の進歩と国民生活の向上は偏に教育の普及・充実にあるとの理念に基づき昭和 30 年 10 月 27 日、当時の日本火災海上保険株式会社(現 日本興亜損害保険株式会社)の支援の下に財団法人 春秋育英会を設立しました。以来、今日に至るまで長きに渡り、奨学育英事業を通じ多くの有為の青年を社会に送り出して来ました。

心身健全・学力優秀でありながら、経済的理由により修学困難な学生生徒に対し奨学援護を行い、社会有用の人材を育成することを目的としています。

◆対象奨学生および奨学金について◆

平成 22 年度の在籍奨学生は 152 名となり、設立以来の累計奨学生は 2,231 名となりました。平成 23 年度新規採用も終了し、51 名の奨学生が採用されました。

また別途、昭和 63 年度より採用を開始いたしました、外国人私費留学生につきましては平成 22 年度の在籍奨学生は 7 名となり、採用開始以来の累計奨学生は 110 名となりました。平成 23 年度新規採用奨学生は 4 名となりました。

平成 15 年より、奨学金の半額は給与、残りの半額は無利息の貸与となりました。

- * 学部生 (自宅外通学 月額 25,000 円 自宅通学 月額 20,000 円)
- * 修士課程 (自宅外通学 月額 25,000 円 自宅通学 月額 20,000 円)
- * 短期大学生 (自宅外通学 月額 25,000 円 自宅通学 月額 20,000 円)

また外国人私費留学生については、奨学金の全額が給与となります。

- * 外国人私費留学生(*注) (月額 25,000 円 年間金額 300,000 円)

(*注)東アジア、東南アジア諸国よりの外国人留学生在が対象。

以上

財団法人 春秋育英会 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人春秋育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区関口1丁目47番12号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、心身健全、学力優秀でありながら、経済的理由により修学困難な学生生徒に対し、奨学援護を行い、もつて社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 奨学金の給貸与
2. 外国人留学生に対する奨学金の給与
3. その他前条の目的を達成するため必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の通りとする。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 資産から生ずる収入
3. 事業に伴う収入
4. 寄附金品
5. その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用資産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て確実な有価証券を購入するか、又は定期郵便貯金とし、若しくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用資産に繰り入れてはならない。但し、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれを処分することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、資産から生ずる収入及び事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及びこれに伴う収支予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の意見をつけ、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度終了後3ヵ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産又は奨学資金積立基金に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 収支予算で定めるものを除く外、この法人が新たに義務を負担し、又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員の種別)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上10名以内(うち、理事長1名、常務理事1名とする。)
- (2) 監事 2名又は3名

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は互選により理事長及び常務理事を定める。

2. 理事のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1を越えて含まれることにはならない。
3. 監事には、この法人の理事及び職員が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、常務理事がその職務を代行する。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。
4. 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要なときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期)

第 19 条 この法人の役員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第 20 条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
2. 役員を解任しようとするときは、その役員に理事会及び評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第 21 条 役員は、有給とすることができる。役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が決める。

(評議員の選出・任期)

第 22 条 この法人には、評議員 14 名以上 20 名以内を置く。

2. 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。
3. 評議員の選出は、第 16 条（役員の選任）第 2 項の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
4. 評議員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。
5. 評議員は、役員を兼ねることはできない。

(評議員の職務)

第 23 条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行う外、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要な助言を行う。

(職員)

第 24 条 この法人の事務を処理するために、事務局及び必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第 5 章 理事会及び評議員会

(理事会の招集等)

第 25 条 理事会は、毎年二回理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事長は、請求のあった日から 3 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第 26 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ議事を開き議決することは

できない。但し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ、意思を表示した理事は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の同意を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 奨学金規程の変更に関する事項
- (5) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項。

2. 評議員会の議長は、その会議において出席評議員の中から互選により定める。

3. 第25条第1項及び前条の規程は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規程中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名捺印の上、これを保存する。

第6章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第29条 この法人の寄附行為は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員数の各々の4分の3以上の同意を経、且つ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第30条 この法人は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の同意を経、且つ、文部科学大臣の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を経、且つ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

第7章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第32条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為及び奨学金規程
- (2) 役員、評議員及びその他の職員等の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

- (6) 許認可に関する書類
 - (7) 事業報告書、収支計算書、正味財産計算書及び貸借対照表
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (10) 官公署往復書類
 - (11) 登記に関する書類
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 . 前項の書類及び帳簿は、次の区分により保存しなければならない。
- (1) 第 1 号から第 8 号のものは永久
 - (2) 第 9 号のものは 10 年以上
 - (3) 第 10 号から第 12 号までのものは 1 年以上
- 4 . 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類並びに役員及び評議員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

(補則)

第 3 3 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、これを定める。

附則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日から施行する。

附則

- 1 . この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日 (平成 14 年 8 月 30 日) から施行する。
- 2 . この改正の際、現に就任中の役員及び評議員の任期は、なお従前の例による。
- 3 . この改正の施行の日以後、前項に規定する役員及び評議員の任期中に選任された役員及び評議員の任期は、なお、従前の例による。

附則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日 (平成 15 年 4 月 10 日) から施行する。

1.役員等に関する事項

理事 定数 7人～10人 任期2年
 現在数 常勤1人、非常勤8人 計9名
 評議員 定数 14人～20人 任期2年
 現在数 15人

監事 定数 2人～3人、任期2年
 現在数 非常勤2名 計2名

財団法人 春秋育英会

(平成23年3月31日現在)

理事 監事 評議員 の別	氏名	任期	手当	常勤 非常勤	職名	就任
理事(理事長)	兵頭 誠	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	日本興亜損害保険(株) 取締役社長	H21.11より 理事、理事長就任
理事(常務理事)	森高 敏明	H21.11.12 H23.11.11	年額450万円 以内	常勤	事務統括	H21.4より 理事、常務理事就任
理事	秋山 弘子	H21.12.1 H23.11.30	無し	非常勤	東京大学総括プロジェクト機構ジェントロン 寄付研究部門教授	H12.12より 理事就任
〃	石橋 みゆき	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	築根クリニック副院長	H9.11より 理事就任
〃	佐竹 道全	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤		H8.3より 理事就任
〃	清水 重夫	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	(株)資生堂顧問	H15.11より 理事就任
〃	杉山 武彦	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	成城大学教授	H19.11より 理事就任
〃	竹内 孝仁	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	国際医療福祉大学大学院教授	H15.11より 理事就任
〃	弘中 徹	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	弁護士	H17.11より 理事就任
監事	小林 豊	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	公認会計士	H21.11より 監事就任
〃	三澤 祥地	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤		H19.11より 監事就任
評議員	相澤 隆	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	東京大学大学院教授	H13.10より 評議員就任
〃	浅井 郁彦	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤		H13.10より 評議員就任
〃	井田 三夫	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	慶応義塾大学名誉教授	S63.12より 評議員就任
〃	唐沢 昌敬	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	青山学院大学大学院教授	H19.11より 評議員就任
〃	北澤 新	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤		H15.11より 評議員就任
〃	橘 和尚道	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	システム監査コンサルタント	H9.11より 評議員就任
〃	響田 收	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	学習院大学名誉教授	S62.11より 評議員就任
〃	鈴木 辰紀	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	早稲田大学名誉教授	S62.10より 評議員就任
〃	谷 嘉寿男	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	大阪ヒルトン(株)取締役	H14.5より 評議員就任
〃	東條 伸一郎	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	弁護士	H19.11より 評議員就任
〃	長嶋 紀一	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	日本大学教授	H21.11より 評議員就任
〃	藤川 久昭	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤	青山学院大学教授	H19.11より 評議員就任
〃	牧野 輝雄	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤		H12.11より 評議員就任
〃	森本 弘義	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤		H19.11より 評議員就任
〃	安武 達也	H21.11.12 H23.11.11	無し	非常勤		H21.11より 評議員就任

特別の関係のある者

- 1.日本興亜損害保険(株) (理事) 兵頭誠、森高敏明、佐竹道全、(監事) 三澤祥地
 の関係者 (評議員) 浅井郁彦、北澤新、橘和尚道、谷嘉寿男、牧野輝雄、森本弘義、安武達也
- 2.元公務員 なし
 (内元文部省OB) なし

平成22年度事業報告書

財団法人 春秋育英会

【1】 法人の概況

1. 設立年月日

1955年10月27日

2. 寄附行為に定める目的

この法人は、心身健全、学力優秀でありながら、経済的理由により修学困難な学生生徒に対し、奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

3. 寄附行為に定める事業内容

1. 奨学金の給貸与
2. 外国人留学生に対する奨学金の給与
3. その他前条の目的を達成するため必要な事業

4. 所管官庁に関する事項

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 法人係

5. 主たる事務所・支部の状況

主たる事務所：東京都文京区関口1-47-12
江戸川橋ビル3階

6. 役員等に関する事項

理事、監事

役職	氏名	常勤、非常勤の別	担当職務、現職
理事長	兵頭 誠	非常勤	日本興亜損害保険(株)取締役社長
常務理事	森高 敏明	常勤	事務統括
理事	秋山 弘子	非常勤	東京大学大学院教授
理事	石橋 みゆき	非常勤	筑根クリニック副院長
理事	佐竹 道全	非常勤	
理事	清水 重夫	非常勤	(株)資生堂顧問
理事	杉山 武彦	非常勤	成城大学教授
理事	竹内 孝仁	非常勤	国際医療福祉大学大学院教授
理事	弘中 徹	非常勤	弁護士
監事	小林 豊	非常勤	公認会計士
監事	三澤 祥地	非常勤	

7. 評議員に関する事項

氏名	現職	氏名	現職
相澤 隆	東京大学大学院教授	浅井 郁彦	
井田 三夫	慶応義塾大学名誉教授	唐沢 昌敬	青山学院大学大学院教授

氏名	現職	氏名	現職
北澤 新		橘和 尚道	システム監査コンサルタント
轡田 収	学習院大学名誉教授	鈴木 辰紀	早稲田大学名誉教授
谷 嘉寿男	大阪ビルン(株)取締役	東條 伸一郎	弁護士
長嶋 紀一	日本大学教授	藤川 久昭	青山学院大学教授
牧野 輝雄		森本 弘義	
安武 達也			

8. 職員に関する事項

職員数	前期末比増減	勤続年数
男子	0名	—
女子	1名	3年0ヶ月
合計	1名	3年0ヶ月

9. 許認可に関する事項

なし

【2】 事業の概況

1. 当年度奨学生の採用

多数の志願者より厳正公平に選考して、学部生 48 名、修士課程 4 名、短大生 1 名、外国人私費留学生 6 名合計 59 名を採用した。

(奨学金の額)

学部生 (自宅外通学 月額 25,000 円 自宅通学 月額 20,000 円)
 修士課程 (自宅外通学 月額 25,000 円 自宅通学 月額 20,000 円)
 短期大学生 (自宅外通学 月額 25,000 円 自宅通学 月額 20,000 円)
 外国人私費留学生 (月額 25,000 円 年間金額 300,000 円)

2. 累計奨学生の採用数

創設以来採用の奨学生累計総数は、上記奨学生を含む学部生修士課程 2,012 名、博士課程 48 名、短期大学生 49 名、専門学校生 122 名、外国人私費留学生 110 名の合計 2,341 名である。

平成 22 年度の在籍者奨学生は 159 名となる。

奨学生の内訳は前年在籍の学部生 96 名、修士課程 2 名、短期大学生 1 名、外国人私費留学生 1 名計 100 名に、新規採用の学部生 48 名、修士課程 4 名、短期大学生 1 名、外国人私費留学生 6 名計 59 名が加わったもの。

3. 当年度奨学生修学期間修了者の状況

当年度末を以って下記 59 名が卒業した。

修士課程・学部生 55 名 (卒業生累計総数 1,765 名)
 博士課程 0 名 (卒業生累計総数 46 名)
 短期大学生 1 名 (卒業生累計総数 45 名)
 専門学校生 0 名 (卒業生累計総数 122 名)
 外国人私費留学生 3 名 (卒業生累計総数 99 名)

4. 大学・学校別奨学生の採用状況

創設以来の採用の大学院・学部生総数（博士課程を含む）は2,060名、大学数では193校、短期大学生は49名の15校、専門学校生は122名の48校、外国人私費留学生は110名の15校である。

5. 奨学金返還者の状況

- (1) 旧制度の返還者で、返還未了者は4名である。
- (2) 新制度の返還者で、返還延滞者は2名である。

6. 役員会等に関する事項

(1) 平成22年度定例第1回評議員会

平成22年5月24日（月）午前11時30分開会

- ①平成21年度事業報告の件
- ②平成22年度奨学生選考の件

以上2件審議の結果原案通り承認可決された。

(2) 平成22年度定例第1回理事会

平成22年5月24日（月）午前11時55分開会

- ①平成21年度事業報告の件
- ②平成22年度奨学生選考の件

以上2件審議の結果原案通り承認可決された。

(3) 平成22年度定例第2回評議員会

平成23年3月8日（火）午前11時30分開会

- ①平成23年度事業計画及び収支予算書の件
- ②新公益財団法人への移行の件

以上2件審議の結果原案通り承認可決された。

(4) 平成22年度定例第2回理事会

平成23年3月8日（火）午前12時00分開会

- ①平成23年度事業計画及び収支予算書の件
- ②新公益財団法人への移行の件
- ③財団法人 春秋育英会「内部諸規定・規則集（交通費等支給規程）」の変更・追加の件

以上3件審議の結果原案通り承認可決された。

7. 重要な契約に関する事項

なし

8. 寄付に関する事項

なし

9. 所管官庁指示に関する事項

なし

10. その他重要事項
なし

11. 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移

単位：千円

事業年度	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期
当期収入合計	717,872	86,907	140,836	153,244	218,926
当期支出合計	723,082	87,259	140,048	152,372	216,160
当期収支差額	△ 5,211	△ 352	788	872	2,766
前期繰越収支差額	17,092	11,882	11,530	12,318	13,190
次期繰越収支差額	11,882	11,530	12,318	13,190	15,956
資産合計	2,710,259	2,479,207	2,296,138	2,317,619	2,225,288
負債合計	0	0	0	0	0
正味財産	2,710,259	2,479,207	2,296,138	2,317,619	2,225,288

以上

貸借対照表

財団法人 春秋育英会

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	13,264,824	11,055,389	2,209,435
郵便貯金	2,636,430	2,127,430	509,000
前払金	54,661	7,108	47,553
流動資産合計	15,955,915	13,189,927	2,765,988
2.固定資産			
(1)基本財産			
有価証券(株式)	468,308,500	562,185,000	-93,876,500
有価証券(債券)	1,448,472,118	1,449,015,528	-543,410
定期預金	0	0	0
公社債投信	0	0	0
基本財産合計	1,916,780,618	2,011,200,528	-94,419,910
(2)特定資産			
特定資産	0	0	0
特定資産合計	0	0	0
(3)その他固定資産			
有価証券(債券)	192,725,690	192,794,942	-69,252
定期預金	6,000,000	15,040,109	-9,040,109
公社債投信	10,554,740	10,539,742	14,998
奨学金基金合計	209,280,430	218,374,793	-9,094,363
貸付奨学金	82,426,500	74,009,500	8,417,000
敷金	798,600	798,600	0
ソフトウェア	0	0	0
什器	18,907	18,907	0
電話加入権	27,000	27,000	0
その他固定資産合計	83,271,007	74,854,007	8,417,000
固定資産合計	2,209,332,055	2,304,429,328	-95,097,273
資産合計	2,225,287,970	2,317,619,255	-92,331,285
II. 負債の部			
1.流動負債			
未払金	0	0	0
預かり金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2.固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
NKSJホールディング株432千株	234,576,000	281,760,000	-47,184,000
指定正味財産合計	234,576,000	281,760,000	-47,184,000
(うち基本財産への充当額)	234,576,000	281,760,000	-47,184,000
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	1,990,711,970	2,035,859,255	-45,147,285
(うち基本財産への充当額)	1,682,204,618	1,729,440,528	-47,235,910
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	2,225,287,970	2,317,619,255	-92,331,285
負債及び正味財産合計	2,225,287,970	2,317,619,255	-92,331,285

正味財産増減計算書

財団法人 春秋育英会

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで(単位:円))

科目	当年度(A)	前年度(B)	増減(A-B)
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
① 一般基本財産運用益	26,105,634	26,592,350	-486,716
② 指定正味財産より受入	3,840,000	3,840,000	0
③ 奨学金基金運用益	3,401,407	3,335,464	65,943
④ 特定資産運用益	0	0	0
⑤ 事業収益	11,533,000	9,231,000	2,302,000
⑥ その他収入	5,994	245,327	-239,333
経常収益計	44,886,035	43,244,141	1,641,894
(2)経常費用			
① 事業費			0
大学院生奨学金	810,000	840,000	-30,000
大学・短大奨学金	19,140,000	18,870,000	270,000
海外留学生奨学金	2,100,000	1,800,000	300,000
事業費計	22,050,000	21,510,000	540,000
② 管理費			0
給料支出	4,575,000	5,460,000	-885,000
旅費交通費支出	834,640	854,510	-19,870
営繕費支出	369,000	369,000	0
借室料・共益費	2,012,472	2,012,472	0
リース料支出	515,277	771,624	-256,347
その他	1,532,329	1,623,855	-91,526
管理費計	9,838,718	11,091,461	-1,252,743
経常費用計	31,888,718	32,601,461	-712,743
当期経常増減額 (A)	12,997,317	10,642,680	2,354,637
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
① 基本財産評価益	0	10,058,719	-10,058,719
② 有価証券償還益	0	0	0
経常外収益計	0	10,058,719	-10,058,719
(2)経常外費用			
① 基本財産評価損	46,542,350	0	46,542,350
② 奨学金基金評価損	69,252	69,252	0
③ 貸付奨学金減少額	11,533,000	9,231,000	2,302,000
経常外費用計	58,144,602	9,300,252	48,844,350
当期経常外増減額 (B)	-58,144,602	758,467	-58,903,069
当期一般正味財産増減額 (A)-(B)	-45,147,285	11,401,147	-56,548,432
一般正味財産期首残高	2,035,859,255	2,024,458,108	11,401,147
一般正味財産期末残高(C)	1,990,711,970	2,035,859,255	-45,147,285
II 指定正味財産増減の部			
① 株式配当(日本興亜社株48万X@8円)	3,840,000	3,840,000	0
② 一般正味財産への振替額	-3,840,000	-3,840,000	0
当期指定正味財産増減額(基本財産評価損益)	-47,184,000	10,080,000	-57,264,000
指定正味財産期首残高	281,760,000	271,680,000	10,080,000
指定正味財産期末残高(D)	234,576,000	281,760,000	-47,184,000
III 正味財産期末残高 (C)+(D)	2,225,287,970	2,317,619,255	-92,331,285

財 産 目 録

財団法人 春秋育英会

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金手許有高	2,458	
普通預金	13,262,366	
郵便貯金	2,636,430	
金銭信託	0	
前払金	54,661	
流動資産合計	15,955,915	15,955,915
2. 固定資産		
(1)基本財産		
有価証券(株式)2銘柄	468,308,500	
有価証券(債券)		
国債 17銘柄	709,898,293	
政府機関債 3銘柄	124,170,750	
円建外国機関債 1銘柄	9,998,335	
地方公共団体債 18銘柄	485,187,850	
社債 2銘柄	119,216,890	
公社債投信	0	
定期預金	0	
基本財産合計	1,916,780,618	
(2)特定資産		
有価証券(債券)	0	
特定資産合計	0	
(3)その他固定資産		
奨学金基金		
国債 6銘柄	81,115,610	
政府機関債 3銘柄	30,075,235	
地方公共団体債 6銘柄	61,534,845	
社債 2銘柄	20,000,000	
公社債投信	10,554,740	
定期預金	6,000,000	
奨学金基金合計	209,280,430	
貸付奨学金	82,426,500	
敷金	798,600	
ソフトウェア	0	
什器	18,907	
電話加入権	27,000	
その他固定資産合計	292,551,437	
固定資産合計	2,209,332,055	2,209,332,055
資産合計		2,225,287,970
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	0	
預かり金	0	
流動負債合計	0	0
2. 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計		0
正味財産		2,225,287,970

平成23年度 事業計画書

日本経済は戦後最悪の状態から脱し、「踊り場」から成長へと復帰を目指して円高の影響力が残るものの、海外経済の回復が続くことから徐々にしっかりとした足取りになっていくものと思われる。国内長期金利は1.3%を上回る程度で推移していくと思われる。

そのため今年度の利配収入は前年度と同程度と見込まれる。引き続き効率的な事業運営を目指すと共に、「給与貸与方式」導入の目的である返還奨学金の着実な回収に努力を傾けたい。

平成23年度奨学生の募集人員については60名を基本枠とする。平成22年度の在籍奨学生は155名と前年より増加していることもあり、収入面より勘案して募集枠を前年と同様とした。奨学生は引き続き学部生を中心とし留学生についても一定数の採用を継続する。

平成23年度の事業計画を次のとおり策定する。

- 平成23年度**採用数**：60名（学部52名、修士4名、留学生4名）
（過去の採用実績 平成20年度56名、平成21年48名、平成22年度59名）
- 平成23年3月末**修学期間満了者**：56名（平成22年3月末53名）
- 平成23年度**在籍奨学生数**：159名（平成22年度155名）
- 事業収支予測
 - 収入 43,230千円（基本財産収入 31,068千円）
（奨学金基金収入 3,389千円）
（返還奨学金 8,773千円）
 - 支出 53,986千円（事業費 43,666千円）
（管理費 10,320千円）
 - 予備費支出 1,600千円
 - 当期収支差額 Δ 12,356千円
 - 前期収支差額 15,431千円
 - 次期収支差額 3,075千円
- 奨学金積立基金の取崩し
当期収支差額は「給与貸与方式」導入のため、 Δ 12,356千円となり事業資金が逼迫する。必要に応じて「奨学金積立基金」から必要額を取崩す予定である。
- その他

新奨学生の選考については、本年5月末開催の理事会・評議員会にて審議のうえ決議する。

以上

平成21年1月8日
(財団法人 春秋育英会)

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「改正国公法」という。）第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「改正独法通則法」という。）第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号。以下「退職管理政令」という。）第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号。以下「役員政令」という。）第18条及び附則第3条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第83号）第9条及び附則第3条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第84号）第8条及び附則第3条の諸規定（以下「密接関係法令」という。）に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨公表いたします。